

東京都北区条例第二号

東京都北区空家等及び居住建築物等に係る緊急措置に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等及び居住建築物等が、人の生命、身体又は財産に重大な危険を及ぼすおそれがあることに鑑み、急迫の危険を回避するための措置について必要な事項を定めることにより、危険を未然に防止し、もって区民の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する空家等をいう。

二 居住建築物等 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に掲げる建築物及びその敷地をいい、空家等以外のものをいう。

(勧告)

第三条 区長は、人の生命、身体又は財産に危険を及ぼすおそれがある空家等若しくは居住建築物等の所有者若しくは管理者又は居住建築物等の占有者（以下これらの者を「所有者等」という。）に対し、当該空家等又は居住建築物等に関し、

危険を未然に防止するための必要な措置を速やかに行うよう勧告することができる。

(緊急措置)

第四条 区長は、人の生命、身体又は財産に対する急迫する危険があると認められる空家等又は居住建築物等に関し、前条の規定による勧告又は他の手段によっては当該危険を防止するための時間的余裕がなく、緊急の措置を行う必要があると認められる場合に限り、空家等又は居住建築物等の別に応じて、当該危険を避けるための必要最小限度の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 前項の規定による措置を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 区長は、第一項の規定による措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせたときは、当該措置に係る内容を所有者等に通知するものとする。ただし、通知を受けなければならない場合、公示をもってこれに代えることができる。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都北区規則で定める。

付 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都北区規則第十八号

東京都北区空家等及び居住建築物等に係る緊急措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区空家等及び居住建築物等に係る緊急措置に関する条例（平成三十一年三月東京都北区条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(勧告)

第三条 条例第三条の規定による勧告は、勧告書（別記第一号様式）により行うものとする。

(緊急措置)

第四条 条例第四条第一項の措置は、空家等又は居住建築物等の危険部位の除去又は注意喚起看板、防護柵等の設置、空家等の倒木のおそれのある立木の固定又は切除その他の急迫の危険を未然に防止するための措置とする。

2 条例第四条第二項の証明書は、緊急措置実施者証明書（別記第二号様式）とする。

3 条例第四条第三項の規定による通知は、緊急措置実施通知書（別記第三号様式）により行うものとする。

（費用の徴収）

第五条 区長は、条例第四条第一項の規定による措置を講じたときは、所有者等に対し、当該措置に要した費用を請求するものとする。

付 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

第 号
年 月 日

様

東京都北区長



勸告書

あなたが（所有・管理・占有）する下記の（空家等・居住建築物等）について、東京都北区空家等及び居住建築物等に係る緊急措置に関する条例第3条の規定により、速やかに下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 対象となる空家等又は居住建築物等

所在地

所有者等の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

備考 この勧告に係る措置を実施した場合は、遅滞なく連絡してください。

（連絡先：東京都北区

電話

）

（表）

第 号
緊急措置実施者証明書
職 名
氏 名
上記の者は、東京都北区空家等及び居住建築物等に係る緊急措置に関する条例第4条の規定に基づき、緊急措置を行う者であることを証する。
年 月 日
東京都北区長 印

（裏）

東京都北区空家等及び居住建築物等に係る緊急措置に関する条例
（平成31年3月東京都北区条例第2号）（抜粋）

第4条 区長は、人の生命、身体又は財産に対する急迫する危険があると認められる空家等又は居住建築物等に関し、前条の規定による勧告又は他の手段によっては当該危険を防止するための時間的余裕がなく、緊急の措置を行う必要があると認められる場合に限り、空家等又は居住建築物等の別に応じて、当該危険を避けるための必要最小限度の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 前項の規定による措置を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 （略）

第 号
年 月 日

様

東京都北区長



緊 急 措 置 実 施 通 知 書

あなたが（所有・管理・占有）する下記の（空家等・居住建築物等）について、東京都北区空家等及び居住建築物等に係る緊急措置に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり措置を行ったので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる居住建築物等又は空家等
所在地

所有者等の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

- 2 措置の内容

- 3 措置の実施日

- 4 措置の費用

- 5 措置を講じた理由

備考 この通知を受領した際は、遅滞なく連絡してください。

（連絡先：東京都北区

電話

）